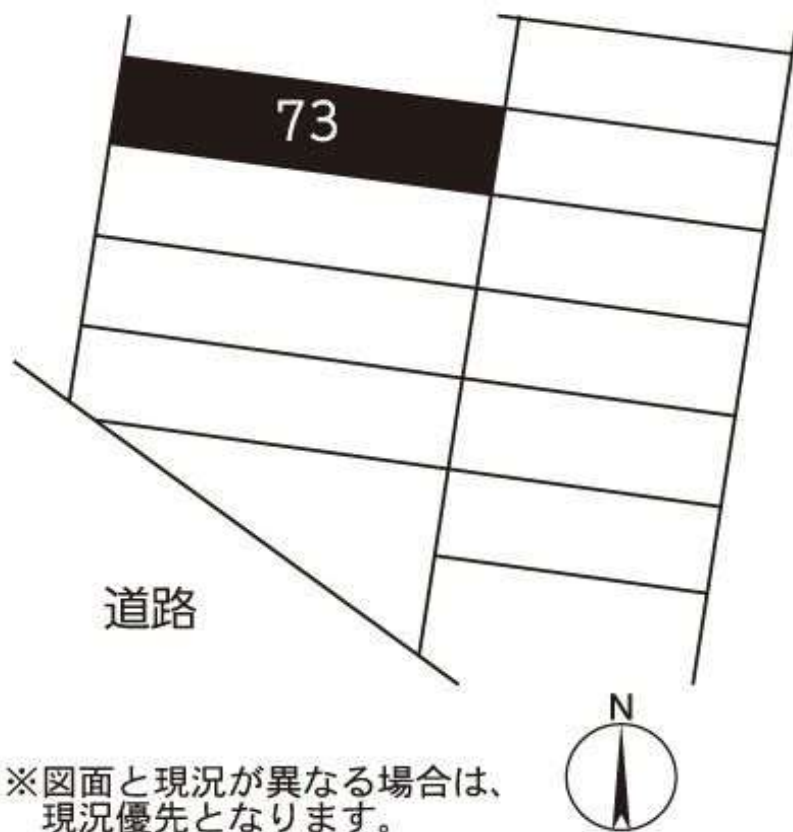


売却区分 番 号		2	見積価額	2, 6 0 0, 0 0 0 円
			公売保証金	3 0 0, 0 0 0 円
公 売 財 産 の 表 示	(土地の表示) 1 所 在 尼崎市浜田町五丁目 地 番 7 3 番 地 目 宅地 地 積 6 2. 9 7 平方メートル 以上登記事項証明書による表示			
住 居 表 示 等	尼崎市浜田町 5 丁目 7 3 番地			
公 売 財 産 の 概 要	1 公売財産は、阪神電鉄本線尼崎センタープール前駅の北方約 1. 1 キロメートル、 J R 東海道本線立花駅の南方約 1. 4 キロメートル（道路距離）の位置に存し、そ の属する地域は、小規模な連棟式住宅が密集する住宅地域である。 2 公売財産に係る土地は、幅員約 2. 5 メートルの舗装私道に東側で隣接し間口約 3. 7 メートル、奥行約 1 6 メートルの長方形状の中間画地である。 3 公売財産は、空地であるが接する道路は私道のため、公売財産上に建築できない。			
法 的 規 制	市街化区域、近隣商業区域（指定容積率 3 0 0 パーセント、指定建蔽率 8 0 パーセン ト）、第 4 種高度地区、防火地域、居住誘導区域			
公 売 条 件 そ の 他	1 公売財産に係る土地は、専門機関による土壌汚染状況調査等が行われていないた め、土壌汚染の有無については不明である。 2 公売財産に係る土地は、専門機関による調査等が行われていないため、地下埋設 物の有無については不明である。 3 公売財産に係る土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しない。 4 土地の境界において、隣接地所有者と接面道路（私道）の利用については道路所 有者とそれぞれ協議すること。掲載している図面及び写真が現況と異なる場合、現 況を優先する。 5 公売財産については、あらかじめその現況及び公簿等を確認すること。財産の種 類又は品質の不適合があっても執行機関（市）は担保責任等を負わない。 6 売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）が あるものについては、国税徴収法第 8 9 条第 3 項の規定に基づき、一括換価の方法 により公売を行う。なお、各財産の持分はそれぞれ 2 分の 1 であるため、見積価額 及び公売保証金は持分に応じて按分する。			





正面より物件を撮影



物件前より北向きに撮影



北側公道より撮影



南側公道より撮影